

平成 29 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第1回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月22日）	5
開会宣告	6
諸般の報告	6
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	8
広域連合長の挨拶	8
日程第4 議案第1号から第8号までの上程及び提案理由説明	9
日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問	11
日程第6 上程議案等に対する討論及び表決	11
日程第7 閉会中所管事務調査について	13
閉会宣告	13
会議録署名	14
参考資料 議案等審議結果一覧表	15
上程議案等	17



定例会会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成29年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年2月8日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

- 1 日 時 平成29年2月22日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市議会臨時庁舎

以 上

議 員 出 席 表

平成29年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月22日
1	村 田 進 洋	○
2	茅 根 茂 彦	／
3	矢 口 清	○
4	並 木 寛	○
5	塚 谷 重 市	○
6	船 橋 清	○
7	寺 田 寿 夫	／
8	柴 孝 光	○
9	中 島 亨 一	／
10	川 又 照 雄	○
11	大 森 要 二	○
12	前 田 利 勝	／
13	菅 井 信	○
14	佐 藤 清	○
15	市 川 圭 一	○
16	塩 田 尚	○
17	武 藤 猛	○
18	根 崎 彰	○
19	沼 里 真一郎	○
20	市 川 和 代	○
21	岡 崎 榮 一	○
22	古 川 洋 一	／

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月22日
23	箱 守 茂 樹	／
24	風 見 好 文	／
25	浅 野 信 行	○
26	小松崎 誠	○
27	相 田 一 良	○
28	小野田 トシ子	○
29	高 柳 孫市郎	／
30	入 江 晃	○
31	染 谷 礼 子	○
32	市 村 文 男	○
33	海老澤 忠	○
34	今 村 和 章	○
35	杉 山 清	○
36	岡 崎 悟	／
37	鈴 木 陸 郎	／
38	山 崎 幸 子	○
39	川 畑 秀 慈	○
40	諸 岡 周 示	○
41	大久保 武	○
42	宇 野 進 一	／
43	倉 持 功	○
44	五十嵐 辰 雄	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷隆亮（大洗町長）
事務局長	飯田範之
監査委員	小沼均
事務局次長	鈴木泰浩
総務企画課長	長谷川貴弘
事業課長	寺門勝広
会計管理者	栗原千尋

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	伊藤絵里子
書記	高田吉徳

提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 4 号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 訴えの提起について
- 議案第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について



議 事 日 程

2 月 2 2 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 29 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

平成29年 2 月22日（水）

午後 2 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 4 号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算
議案第 5 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予
算（第 2 号）
議案第 6 号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 号 訴えの提起について
議案第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定につ
いて
- 日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問
【議案第 1 号から第 8 号まで】
- 日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決
【議案第 1 号から第 8 号まで】
- 日程第 7 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

午後 2 時 02 分

開会宣告

○議長（村田進洋君） 大変御苦労さまでございます。

それでは、会議に先立ちまして、御報告申し上げます。

茨城町議会から選出されておりました大野千里議員におかれましては、昨年 11 月 26 日に御逝去されました。心から哀悼の意を表します。ここで、大野千里君の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

皆様方、御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（村田進洋君） 終わり。ありがとうございました。

それでは、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は 33 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（村田進洋君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

守谷市議会選出の松丸修久議員が守谷市議会議員を辞職したため、失職となりました。笠間市会議員の選出の石田安夫議員から、一身上の都合により辞職したいとの旨の願いが出されたため、議長において同日付でこれを許可いたしました。茨城町議会選出の大野千里議員が御逝去されました。つくば市議会選出の塩田尚議員が、つくば市議会議員の任期満了となりました。

これにより、各選出元市町村議会において広域連合議会議員の補欠選挙がとり行われ、平成 28 年 12 月 13 日に守谷市議会の市川和代議員、12 月 15 日に笠間市議会の菅井信議員、12 月 16 日に茨城町議会の海老澤忠議員、12 月 22 日につくば市議会の塩田尚議員が当選されましたことを御報告いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶を頂戴いたします。

初めに、市川和代議員から御挨拶をお願いいたします。

○20 番（市川和代君） 皆さんこんにちは。守谷市議会選出の市川和代でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） 続きまして、菅井信議員から御挨拶をお願いいたします。

○13 番（菅井信君） 皆様、改めましてこんにちは。笠間市議会選出の菅井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） 続きまして、海老澤忠議員から御挨拶をお願いいたします。

○33 番（海老澤忠君） 改めまして、皆さんこんにちは。茨城町選出の海老澤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） 続きまして、塩田尚議員から御挨拶をお願いします。

○16 番（塩田尚君） つくば市議会の塩田尚でございます。引き続き、広域連合議会議員を続けることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○議長（村田進洋君） 各議員さん大変ありがとうございました。

日程第 1 議席の指定について

○議長（村田進洋君） 日程第 1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において、ただいまの着席のとおり指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（村田進洋君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、10 番川又照雄議員、11 番大森要二議員、以上 2 名を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第3 会期の決定について

○議長（村田進洋君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（村田進洋君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 平成29年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席を賜り、感謝を申し上げます。また、日頃から後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただいておりますこと、重ねて感謝を申し上げます。

さて、この後期高齢者医療制度は、現在は安定的に運営されておりますが、少子高齢化による医療費の増加、また、財源の約4割を支えていただいている現役世代が減少していくことを考えると、これから厳しい状況を迎えることが懸念されますが、これからも被保険者が安心して医療を受けられるよう制度運営をしていかななくてはなりません。

そうした状況の中で、行政のみならず、民間組織が連携をし、実効的な活動を行うために組織された日本健康会議が中心となって、国民一人一人の健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けて、先進的な予防・健康づくりの取り組みを全国に広げる活動が進められております。特に高齢者においては、その特性を踏まえた保健事業の実施が求められております。

当広域連合におきましても、保健事業や医療費適正化対策をさらに強化をし、被保険者が安心して医療を受けられるよう安定した制度運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、今回上程をいたします当初予算案におきましても、新たに、生活習慣病が重症化するのを予防する事業を提案させていただき、被保険者の健康の保持増進につながるよう積極的に取り組んでまいる所存でございます。

本日は、条例改正2件を始め、平成29年度一般会計予算案など予算関連4件、訴えの提起及び広域計画の策定など重要案件について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村田進洋君）　ありがとうございました。

-
- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第4 | 議案第1号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第2号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第3号 | 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| | 議案第4号 | 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第5号 | 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| | 議案第6号 | 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第7号 | 訴えの提起について |
| | 議案第8号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について |

○議長（村田進洋君）　次に日程第4、議案第1号から第8号、以上8件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第8号、以上8件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの8件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 平成29年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号、後期高齢者医療に関する条例につきましては、国において、予算措置により実施されてきた所得の低い被保険者等の保険料軽減措置について、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しがなされたことに伴い、保険料軽減措置を縮小し、また、経済動向等を踏まえて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い、保険料軽減対象世帯の所得水準の引き上げを行うことについて、所要の改正を行うものであります。

議案第3号、平成29年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,636万5,000円とするものでございます。

議案第4号、平成29年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,135億3,269万7,000円とするものでございます。

議案第5号、平成28年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万6,000円を減額するものでございます。

議案第6号、平成28年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億9,374万9,000円を追加するものでございます。

議案第7号、訴えの提起につきましては、交通事故においての第三者行為による損害賠償金を請求する相手方に対し、訴えの提起をすることについて地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号、茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定につきましては、現在の第2次広域計画が本年度末に満了となることから、本県の後期高齢者医療を円滑に運営するための指針となります第3次広域計画を地方自治法の規定に基づき、新たに策定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同いただきますよう、
衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（村田進洋君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（村田進洋君） 日程第5、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで、上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第6 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（村田進洋君） 日程第6、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで、討論は終結いたしました。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第５号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第６号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第７号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第７号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第 8 号は原案のとおり決することに決しました。

日程第 7 閉会中所管事務調査について

○議長（村田進洋君） 次に日程第 7、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（村田進洋君） それでは、以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、平成 29 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 19 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 村 田 進 洋

10 番 川 又 照 雄

11 番 大 森 要 二



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 3 号	平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 4 号	平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 5 号	平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 6 号	平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 7 号	訴えの提起について	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	
議案第 8 号	茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について	H29. 2. 22	原案可決
		H29. 2. 22	



上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日設けるものとする。

第 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において第 2 条から前条までに掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者とし

て規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」を削り、同条第2項中「広域連合長が」を削る。

第8条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を削り、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第8条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 1 項中「第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

国において、予算措置により実施されてきた所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置が、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しがなされたことに伴い、保険料軽減措置を縮小し、また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の一部改正に伴い、保険料軽減対象世帯の所得水準の引き上げを行う。

以上について定めるため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「26 万円 5 千円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改め、同条第 1 項第 4 号中「、また」及び同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 15 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 2 号」を「前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号及び第 4 号」に改める。

附則第 4 条から第 11 条までを削り、附則第 12 条を次のように改める。

（平成 28 年度及び平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第 4 条 平成 28 年度及び平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 14 条又は第 15 条に規定する基準に従い」とあるのは「平成 28 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 5 条から第 7 条までに規定する基準に従い、平成 29 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 7 条から第 9 条までに規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 22 年度以降の各年度」を「平成 28 年度」に改め、「当分の間、」を削り、「前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 2 号」を「前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号及び第 4 号」に改め、同条を附則第 5 条とする。

附則第 14 条（見出しを含む。）中「平成 22 年度以降の各年度」を「平成 28 年以降の各年度」に改め、同条第 1 項中「当分の間、」を削り、「第 14 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合においては」の次に「、当分の間」を加え、同条を附則第 6 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（平成 28 年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第 7 条 平成 28 年度における基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に 10 分の 5 を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成 29 年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第8条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第9条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第10条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第14条若しくは第15条又は附則第6条若しくは第11条に規定する基準に従い、平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第6条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第11条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 966,365 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9 6 2 , 7 0 7
	1 負 担 金	9 6 2 , 7 0 7
2 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
3 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		2 , 0 0 0
	1 繰 越 金	2 , 0 0 0
5 諸 収 入		1 , 6 5 3
	1 預 金 利 子	1 4
	2 雑 入	1 , 6 3 9
歳 入 合 計		9 6 6 , 3 6 5

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1 , 7 5 0
	1 議 会 費	1 , 7 5 0
2 総 務 費		2 6 8 , 3 4 9
	1 総 務 管 理 費	2 6 8 , 1 2 0
	2 選 挙 費	1 1 5
	3 監 査 委 員 費	1 1 4
3 民 生 費		6 9 4 , 2 6 5
	1 社 会 福 祉 費	6 9 4 , 2 6 5
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		2 , 0 0 0
	1 予 備 費	2 , 0 0 0
歳 出 合 計		9 6 6 , 3 6 5

一般会計

議案第 4 号

平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 313,532,697 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		5 2, 3 4 1, 0 7 4
	1 市 町 村 負 担 金	5 2, 3 4 1, 0 7 4
2 国 庫 支 出 金		1 0 4, 8 5 2, 8 2 8
	1 国 庫 負 担 金	7 5, 5 5 4, 9 9 7
	2 国 庫 補 助 金	2 9, 2 9 7, 8 3 1
3 県 支 出 金		2 6, 0 6 1, 4 7 8
	1 県 負 担 金	2 6, 0 6 1, 4 7 7
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		1 2 7, 0 0 9, 5 5 2
	1 支 払 基 金 交 付 金	1 2 7, 0 0 9, 5 5 2
5 特別高額医療費共同事業交付金		9 1, 7 5 6
	1 特別高額医療費共同事業交付金	9 1, 7 5 6
6 財 産 収 入		3 7 1
	1 財 産 運 用 収 入	3 7 1
7 繰 入 金		2, 6 9 5, 5 5 1
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6 9 4, 2 6 5
	2 基 金 繰 入 金	2, 0 0 1, 2 8 6
8 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		4 8 0, 0 8 2
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	1 4, 0 5 8
	3 雑 入	4 6 6, 0 2 1
歳 入 合 計		3 1 3, 5 3 2, 6 9 7

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7 4 6 , 7 8 1
	1 総 務 管 理 費	7 4 5 , 8 1 4
	2 賦 課 徴 収 費	9 6 7
2 保 険 給 付 費		3 1 1 , 8 9 8 , 6 2 8
	1 療 養 諸 費	2 9 7 , 7 9 4 , 9 9 3
	2 高 額 療 養 諸 費	1 2 , 9 4 3 , 9 3 5
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1 , 1 5 9 , 7 0 0
3 県財政安定化基金拠出金		8 1 , 3 4 6
	1 県財政安定化基金拠出金	8 1 , 3 4 6
4 特別高額医療費共同事業拠出金		9 1 , 9 5 6
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	9 1 , 9 5 6
5 保 健 事 業 費		6 3 7 , 0 2 8
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	6 3 7 , 0 2 8
6 基 金 積 立 金		3 7 6
	1 基 金 積 立 金	3 7 6
7 公 債 費		1 , 0 2 6
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	1 , 0 2 5
8 諸 支 出 金		7 0 , 5 5 6
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7 0 , 5 5 6
9 予 備 費		5 , 0 0 0
	1 予 備 費	5 , 0 0 0
歳 出 合 計		3 1 3 , 5 3 2 , 6 9 7

議案第 5 号

平成 28 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,306 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 897,789 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		894,342	△2,064	892,278
	1 負 担 金	894,342	△2,064	892,278
5 諸 収 入		1,875	△242	1,633
	2 雑 入	1,836	△242	1,594
歳 入 合 計		900,095	△2,306	897,789

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,446	△362	1,084
	1 議 会 費	1,446	△362	1,084
2 総 務 費		260,954	△1,857	259,097
	1 総 務 管 理 費	260,687	△1,736	258,951
	2 選 挙 費	88	△38	50
	3 監 査 委 員 費	179	△83	96
3 民 生 費		635,694	△87	635,607
	1 社 会 福 祉 費	635,694	△87	635,607
歳 出 合 計		900,095	△2,306	897,789

一般会計

議案第 6 号

平成 28 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 2 号）

平成 28 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,993,749 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 307,834,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 負 担 金		49,721,526	1,093,263	50,814,789
	1 市 町 村 負 担 金	49,721,526	1,093,263	50,814,789
2 国 庫 支 出 金		101,888,938	380,517	102,269,455
	1 国 庫 負 担 金	72,361,770	335,744	72,697,514
	2 国 庫 補 助 金	29,527,168	44,773	29,571,941
3 県 支 出 金		24,976,384	158,530	25,134,914
	1 県 負 担 金	24,976,383	158,530	25,134,913
4 支 払 基 金 交 付 金		121,075,504	825,211	121,900,715
	1 支 払 基 金 交 付 金	121,075,504	825,211	121,900,715
5 特別高額の医療費共同事業 交 付 金		77,846	7,242	85,088
	1 特別高額の医療費共同事業 交 付 金	77,846	7,242	85,088
6 財 産 収 入		1,051	295	1,346
	1 財 産 運 用 収 入	1,051	295	1,346
7 繰 入 金		2,809,820	△470,133	2,339,687
	1 一 般 会 計 繰 入 金	635,694	△87	635,607
	2 基 金 繰 入 金	2,174,126	△470,046	1,704,080
10 諸 収 入		366,279	△1,176	365,103
	2 預 金 利 子	17,507	△1,176	16,331
歳 入 合 計		305,840,968	1,993,749	307,834,717

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		685,498	△12,475	673,023
	1 総 務 管 理 費	684,669	△12,475	672,194
2 保 険 給 付 費		298,183,287	1,980,885	300,164,172
	1 療 養 諸 費	284,977,369	1,342,342	286,319,711
	2 高 額 療 養 諸 費	12,048,268	690,143	12,738,411

後期高齢者医療特別会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 その他医療給付費	1,157,650	△51,600	1,106,050
4 特別高額医療費共同事業 拠 出 金		78,046	7,242	85,288
	1 特別高額医療費共同事業 拠 出 金	78,046	7,242	85,288
5 保 健 事 業 費		591,243	10,604	601,847
	1 健康保持増進事業費	591,243	10,604	601,847
6 基 金 積 立 金		493,636	295	493,931
	1 基 金 積 立 金	493,636	295	493,931
8 諸 支 出 金		5,720,294	7,198	5,727,492
	1 償還金及び還付加算金	5,720,294	7,198	5,727,492
歳 出	合 計	305,840,968	1,993,749	307,834,717

議案第 7 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

神奈川県海老名市 個人

2 事件の要旨

- (1) 平成 26 年 1 月 31 日茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）は、片側 1 車線の道路を歩行横断中、相手方が運転する乗用車にはねられ、事故後意識不明の重体。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に損害賠償請求金 23,309,618 円を請求したが支払われなかった。よって、茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により横浜地方裁判所に提起する。
(ただし、被害者の治療が継続しているため今後請求額が増える見込みである。)

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。
- (2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 8 号

茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 7 第 1 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画を策定するにあたり、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

後期高齢者医療制度を円滑に運営するための指針となる広域計画について、平成 19 年度から平成 23 年度までを計画期間とする第 1 次広域計画、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする第 2 次広域計画を策定したが、第 2 次広域計画の計画期間の満了に当たり、平成 29 年度を初年度とする新たな広域計画を策定するため、この計画案を提出するものである。